

昭和五十三年政令第三百八十五号

大規模地震対策特別措置法施行令
内閣は、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（地震防災基本計画で定めるべき事項）

第一条 大規模地震対策特別措置法（以下「法」という。）第五十二条の政令で定める事項は、地震防災対策強化地域に係る大規模な地震に関し、指定行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関等が共同して行う総合的な防災訓練に関する事項とする。

（地震防災上緊急に整備すべき施設等）

第二条 法第六条第一項第二号の政令で定める施設等は、次のとおりとする。

一 次に掲げる施設で当該施設に関する主務大臣が定める基準に適合するもの

イ 避難地
ロ 避難路
ハ 消防用施設
ニ 緊急輸送を確保するため必要な道路、港湾施設（港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第三号の係留施設及び同項第四号の臨港交通施設に限る。）又は漁港施設（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条第一号イの外郭施設及び同号ロの係留施設に限る。）

ホ 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法（昭和三十一年法律第一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設又は河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設

ヘ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で、避難路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの

ト 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関の建物のうち、地震防災上改築を要するもの
チ 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の建物のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
リ 社会福祉施設の建物のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
又 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項第一号の農業用排水施設であるため池で、避難路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上改修その他の整備を要するもの

二 地震防災上必要な施設を実施するため必要な通信施設
三 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する緑地、広場その他の公共空地

（地震防災強化計画で定めるべき事項）
第三条 法第六条第一項第三号の政令で定める事項は、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項とする。

（地震防災上必要な施設又は事業）
第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災上必要な施設又は事業は、次に掲げるものとする。

一 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第一条の二第三項第一号に掲げる防火対象物（同令別表第一（五）項ロ、（六）項ロ、及びニ、（七）項、（十二）項、（十三）項ロ、（十四）項並びに（十六）項に掲げるものを除く。）及び同表（十六）の三）項に掲げる防火対象物で不特定かつ多数の者が出入りするもの

二 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条第一項に規定する複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項イ又は（八）項から（十一）項まで、（十三）項イ又は（十五）項に掲げる防火対象物（不特定かつ多数の者が出入りするものに限る。）の用途に供されているもので、当該用途に供されている部分の収容人員（同令第一条の二第三項第一号イに規定する収容人員をいう。）

の合計が三十人以上のもの（その一部が同表（五）項ロに掲げる防火対象物の用途に供されている複合用途防火対象物にあつては、当該用途に供されている部分を除く。）
三 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第三十七条に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所
四 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）第三条の許可に係る製造所
五 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の許可に係る事業所（不活性ガスのみ製造に係る事業所を除く。）
六 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三十三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設（当該施設において通常貯蔵し、又は一日に通常製造し、若しくは取り扱う毒物又は劇物の総トン数が、毒物にあつては二十トン以上、劇物にあつては二百トン以上のものに限る。）

七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第三条第二項第二号の製錬施設、同法第十三条第二項第二号の加工施設、同法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵施設、同法第四十二条第二項第二号の再処理施設又は同法第五十二条第二項第十号の使用施設等（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号）第四十一条に規定する核燃料物質の使用施設等に限る。）

八 石油コンビナート等災害防止法第二条第六号に規定する特定事業所
九 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業又は同条第五項に規定する索道事業（索道事業にあつては、旅客の運送を行うものに限る。）
十 軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の特許に係る運輸事業
十一 海上運送法（昭和二十四年法律第八十八号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航空事業又は同法第二十一条第一項の旅客不定期航空事業

十二 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）
十三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第二百二十四条に規定する各種学校その他これらに類する施設
十四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七條第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八條第一項に規定する保護施設、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設、老人福祉法（昭和二十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十九項に規定する介護医療院、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五條第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十八項に規定する福祉ホーム又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二條第一項に規定する女性自立支援施設
十五 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十七号）第二条第二項に規定する鉱山
十六 港灣法第二条第五項第八号の貯木場
十六の二 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物で内閣府令で定めるものを常設の施設を設けて公衆の観覧に供する事業（当該事業の用に供する敷地の規模が一万平方米メートル以上のものに限る。）
十七 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路で地方道路公社

の合計が三十人以上のもの（その一部が同表（五）項ロに掲げる防火対象物の用途に供されている複合用途防火対象物にあつては、当該用途に供されている部分を除く。）
三 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第三十七条に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所
四 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）第三条の許可に係る製造所
五 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の許可に係る事業所（不活性ガスのみ製造に係る事業所を除く。）
六 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三十三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設（当該施設において通常貯蔵し、又は一日に通常製造し、若しくは取り扱う毒物又は劇物の総トン数が、毒物にあつては二十トン以上、劇物にあつては二百トン以上のものに限る。）
七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第三条第二項第二号の製錬施設、同法第十三条第二項第二号の加工施設、同法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵施設、同法第四十二条第二項第二号の再処理施設又は同法第五十二条第二項第十号の使用施設等（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号）第四十一条に規定する核燃料物質の使用施設等に限る。）
八 石油コンビナート等災害防止法第二条第六号に規定する特定事業所
九 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業又は同条第五項に規定する索道事業（索道事業にあつては、旅客の運送を行うものに限る。）
十 軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の特許に係る運輸事業
十一 海上運送法（昭和二十四年法律第八十八号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航空事業又は同法第二十一条第一項の旅客不定期航空事業

が管理するもの又は道路運送法第二条第八項に規定する一般自動車道

十八 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の業務を行う事業又は同法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給業務を提供する事業

十九 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業

二十 水道法（昭和三十一年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業、同条第四項に規定する水道用水供給事業又は同条第六項に規定する専用水道

二十一 電気事業法（昭和三十一年法律第百七十一号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業

二十二 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五十五号）第二条第三項に規定する石油パイプライン事業

二十三 前各号に掲げる施設又は事業に係る工場、作業場又は事業場（以下この号において「工場等」という。）以外の工場等、当該工場等に勤務する者の数が千人以上のも

（危険物等の範囲）
第五条 法第七号第一項第二号の政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 消防法第二条第七項に規定する危険物又は前条第六号に規定する毒物若しくは劇物（石油類、火薬類又は高圧ガス以外のものに限る。）

二 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質

三 危険物の規制に関する政令別表第四の品名欄に掲げる物品のうち可燃性固体類及び可燃性液体類

四 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）第三条第一項第五号に規定する高圧ガス以外の可燃性のガス

（地震防災応急計画で定めるべき事項）
第六条 法第七号第四項の政令で定める事項は、当該施設又は事業についての大規模な地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項とする。

（地震防災応急計画の届出等の手続）
第七条 法第七号第六項の規定による地震防災応急計画の届出及びその写しの送付並びに法第八号第二項の規定による地震防災規程の写しの送

付は、内閣府令で定めるところにより、図面その他の必要な書類を添付して行うものとする。
2 法第七号第六項の規定による地震防災応急計画の写しの送付又は法第八号第二項の規定による地震防災規程の写しの送付を受けた市町村長は、法第二十三条第五項の規定による要求に係る指示、要請又は勧告に資するため、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、必要限度において、その写しを都道府県知事、警視總監又は道府県警察本部長及び管区海上保安本部の事務所内で内閣府令で定めるものの長に送付するものとする。

（地震防災派遣の要請手続）
第八条 法第十三条第二項の規定により地震災害警戒本部長が自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の派遣を要請しようとする場合には、次の事項を明らかにするものとする。

一 派遣を要請する事由
二 派遣を必要とする期間
三 派遣を希望する区域
四 その他参考となるべき事項

2 前項の派遣の要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることのできない場合は、口頭又は電信若しくは電話によることができる。

3 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。
（市町村長の指示の適用除外）
第九条 法第二十三条第一項及び第二項の政令で定める者は、指定地方公共機関とする。
（政令で定める管区海上保安本部の事務所）
第十条 法第二十三条第五項の政令で定める管区海上保安本部の事務所は、その管轄区域及び所掌事務を勘案して内閣府令で定める事務所とする。

（法第二十四条の規定による交通の禁止又は制限の手続）
第十一条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第二十四条の規定により歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区間及び期間（期間を定めないとときは、禁止又は制限の始期とする。以下この条において同じ。）を記載した内閣府令で定める様式の標識を内閣府令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。ただし、緊急を要するため標識を設置す

るいとまがないとき、又は標識を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行うことができる。
2 公安委員会は、法第二十四条の規定により歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路の管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知しなければならない。緊急を要するため当該道路の管理者に通知するいとまがなかつたときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。

3 公安委員会は、法第二十四条の規定により歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限したときは、速やかに関係都道府県の公安委員会に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知しなければならない。
（緊急輸送車両であることの確認）
第十二条 都道府県知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が法第二十四条に規定する緊急輸送を行う車両であることの確認を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第二十一条第二項の規定により地震防災応急対策を実施しなければならない者の車両に係る前項の確認については、当該車両の使用者の申出により、警戒宣言が発せられる時より前においても行うことができる。
3 第一項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に對し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。

4 前項の標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、同項の証明書は当該車両に備え付けるものとする。
（応急公用負担の手続）
第十三条 市町村長又は警察官若しくは海上保安官は、法第二十七条第一項又は同条第二項において準用する災害対策基本法（昭和三十六年法律第百二十三号）第六十三条第二項の規定により、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用したときは、速やかに、当該土地、建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件（以下この条において「土地建物等」という。）の占有者、所有者その他当該土地建物等について権原を有する者（以下この条において「占有者等」とい

う。）に對し、当該土地建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間その他必要な事項（以下この条において「名称又は種類等」という。）を通知しなければならない。この場合において、当該土地建物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、当該土地建物等の名称又は種類等を当該市町村の事務所又は当該土地建物等の所在した場所を管轄する警察署若しくは管区海上保安本部の事務所内で内閣府令で定めるものに掲示しなければならない。

（市町村長が事務を行うこととする必要がある場合の措置等）
第十四条 都道府県知事は、法第二十七条第四項の規定によりその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする必要があると認めるときは、当該事務及び当該事務を行うこととする期間を市町村長に通知するものとする。この場合においては、当該市町村長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。
2 都道府県知事は、前項前段の規定による通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。
（公用令書の交付等）
第十五条 法第二十七条第三項の規定による協力命令に係る公用令書は、当該協力命令に係る救助に関する業務について協力を求める者に対して交付するものとする。

2 法第二十七条第三項又は第五項の規定による保管命令に係る公用令書は、当該保管命令に係る物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対して交付するものとする。
3 法第二十七条第三項の規定による使用又は収用に係る公用令書は、当該使用又は収用に係る土地、家屋又は物資の所有者に對して交付するものとする。ただし、所有者に交付することが困難な場合においては、当該土地、家屋又は物資の占有者に對して交付すれば足りる。
4 前項本文の規定により公用令書を交付する場合において、所有者が占有者でないときは、占有者に対しては公用令書を交付しなければならない。
5 都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、法第二十七条第七項の規定により公用令書を交付した後当該公用令書に係る処分を変更し、又は

取り消したときは、速やかに公用変更令書又は公用取消令書を交付しなければならぬ。
6 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、内閣府令で定める。
(避難状況等の報告)

第十六条 法第二十八条第一項の規定による報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について行うものとする。
一 避難の経過に関する報告 避難に伴い危険な事態その他異常な事態が発生した場合における当該事態の状況、これに対して応急に執られた措置その他当該事態に対処するため必要と認める措置に関する事項

二 避難の完了に関する報告 避難場所、避難した者及び救護を要すると認められる者の数並びにこれらの者の救護その他保護のため必要と認める措置に関する事項
2 前項第一号の報告は当該危険な事態その他異常な事態が発生した後直ちに、同項第二号の報告は地震防災強化計画に基づく避難に係る措置が完了した後速やかに、行うものとする。
(地震防災応急対策に係る措置の実施状況の報告)

第十七条 法第二十八条第二項の規定による報告は、同項に規定する者が法令又は地震防災強化計画に基づき実施した地震防災応急対策に係る措置について、内閣府令で定めるところにより、法第二十一条第一項各号に掲げる事項ごとに行うものとする。
(法第三十二条第二項の規定による交通の禁止又は制限の手續)

第十八条 公安委員会は、法第三十二条第二項の規定により歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区間及び期間を記載した内閣府令で定める様式の標示を内閣府令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。ただし、標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行うことができる。

2 前項の規定による交通の禁止又は制限を行う場合において、必要があると認めるときは、公安委員会は、適当な回り道を明示して一般の交通に支障のないようにしなければならぬ。
3 公安委員会は、法第三十二条第二項の規定により歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限

するときは、あらかじめ当該道路の管理者の意見を聴かなければならない。
4 公安委員会は、法第三十二条第二項の規定により歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するときは、あらかじめ関係都道府県の公安委員会に禁止又は制限の対象、区間及び期間を通知しなければならない。
(地震防災訓練の広報等)

第十九条 法第三十二条第一項に規定する者は、地震防災訓練を実施しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ当該地震防災訓練に関する広報を行わなければならない。
2 公安委員会は、法第三十二条第二項の規定により歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめその禁止又は制限に関する広報を行わなければならない。

附則 抄
この政令は、法の施行の日(昭和五十二年十二月十四日)から施行する。
附則 (昭和五十四年二月二十八日政令第三〇号)
この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和五十五年五月二十八日政令第一四一号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十六年一月二三日政令第六号) 抄
この政令は、昭和五十六年七月一日から施行する。
附則 (昭和五十九年二月二日政令第一五号) 抄
この政令は、昭和五十九年四月一日から施行する。
附則 (昭和六十二年三月二〇日政令第五四号) 抄
この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則 (昭和六三年一月四日政令第二号) 抄
この政令は、昭和六三年一月二十日から施行する。
附則 (昭和六三年四月八日政令第八九号) 抄
この政令は、昭和六三年四月八日から施行する。

1 この政令は、精神衛生法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和六十三年七月一日)から施行する。
附則 (昭和六三年二月二七日政令第三五八号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、消防法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第五十五号。以下「六十二年改正法」という。)附則第一条ただし書に規定する一部施行日(昭和六十五年五月二十三日)から施行する。
附則 (平成元年九月二九日政令第二九一号)
この政令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行の日(平成元年十月一日)から施行する。

附則 (平成二年七月一〇日政令第二二一号)
この政令は、貨物運送取扱事業法の施行の日(平成二年十二月一日)から施行する。
附則 (平成二年七月一〇日政令第二二四号)
この政令は、貨物自動車運送事業法の施行の日(平成二年十二月一日)から施行する。
附則 (平成二年二月七日政令第三四七号) 抄
この政令は、平成三年一月一日から施行する。

附則 (平成六年六月二四日政令第一八一号)
この政令は、公布の日から施行する。
附則 (平成六年二月二六日政令第四一一号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、ガス事業法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十二号)の施行の日(平成七年三月一日)から施行する。
附則 (平成七年六月三〇日政令第二七八号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成七年七月一日から施行する。
附則 (平成七年一〇月一八日政令第三五九号) 抄
この政令は、電気事業法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成七年十二月一日)から施行する。

附則 (平成九年二月一九日政令第二〇号) 抄
この政令は、平成九年四月一日から施行する。
附則 (平成一〇年一〇月三〇日政令第三五一号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。
附則 (平成一〇年一月二六日政令第三七二号)
この政令は、平成十一年四月一日から施行する。
附則 (平成一一年九月三日政令第二六二号)
この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
附則 (平成一一年一〇月二九日政令第三四六号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
(大規模地震対策特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日前に第十九条の規定による改正前の大規模地震対策特別措置法施行令第十四条第二項の規定により都道府県知事がした公示は、第十九条の規定による改正後の大規模地震対策特別措置法施行令第十四条第二項の規定により都道府県知事がした公示とみなす。
附則 (平成一一年二月一〇日政令第三九八号)
この政令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十一年十二月十六日)から施行する。ただし、第一条中核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令目次の改正規定(「再処理」を「貯蔵、再処理」に改める部分に限る。)、同令第二章の二の章名の改正規定、同令第二章の二の第十三条の二を第十三条の二の六とし、同条の前に五条を加える改正規定、同令第十七条の七の見出し及び第二十一条の三の改正規定、同令第二十二條第二項の表試験研究用原子炉等設置者の項の次に次のように加える改正規定、同条第三項の改正規定(「使用している者」の下に「国際規制物資を

この政令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十一年十二月十六日)から施行する。ただし、第一条中核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令目次の改正規定(「再処理」を「貯蔵、再処理」に改める部分に限る。)、同令第二章の二の章名の改正規定、同令第二章の二の第十三条の二を第十三条の二の六とし、同条の前に五条を加える改正規定、同令第十七条の七の見出し及び第二十一条の三の改正規定、同令第二十二條第二項の表試験研究用原子炉等設置者の項の次に次のように加える改正規定、同条第三項の改正規定(「使用している者」の下に「国際規制物資を

この政令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十一年十二月十六日)から施行する。ただし、第一条中核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令目次の改正規定(「再処理」を「貯蔵、再処理」に改める部分に限る。)、同令第二章の二の章名の改正規定、同令第二章の二の第十三条の二を第十三条の二の六とし、同条の前に五条を加える改正規定、同令第十七条の七の見出し及び第二十一条の三の改正規定、同令第二十二條第二項の表試験研究用原子炉等設置者の項の次に次のように加える改正規定、同条第三項の改正規定(「使用している者」の下に「国際規制物資を

この政令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十一年十二月十六日)から施行する。ただし、第一条中核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令目次の改正規定(「再処理」を「貯蔵、再処理」に改める部分に限る。)、同令第二章の二の章名の改正規定、同令第二章の二の第十三条の二を第十三条の二の六とし、同条の前に五条を加える改正規定、同令第十七条の七の見出し及び第二十一条の三の改正規定、同令第二十二條第二項の表試験研究用原子炉等設置者の項の次に次のように加える改正規定、同条第三項の改正規定(「使用している者」の下に「国際規制物資を

この政令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十一年十二月十六日)から施行する。ただし、第一条中核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令目次の改正規定(「再処理」を「貯蔵、再処理」に改める部分に限る。)、同令第二章の二の章名の改正規定、同令第二章の二の第十三条の二を第十三条の二の六とし、同条の前に五条を加える改正規定、同令第十七条の七の見出し及び第二十一条の三の改正規定、同令第二十二條第二項の表試験研究用原子炉等設置者の項の次に次のように加える改正規定、同条第三項の改正規定(「使用している者」の下に「国際規制物資を

この政令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十一年十二月十六日)から施行する。ただし、第一条中核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令目次の改正規定(「再処理」を「貯蔵、再処理」に改める部分に限る。)、同令第二章の二の章名の改正規定、同令第二章の二の第十三条の二を第十三条の二の六とし、同条の前に五条を加える改正規定、同令第十七条の七の見出し及び第二十一条の三の改正規定、同令第二十二條第二項の表試験研究用原子炉等設置者の項の次に次のように加える改正規定、同条第三項の改正規定(「使用している者」の下に「国際規制物資を

この政令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十一年十二月十六日)から施行する。ただし、第一条中核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令目次の改正規定(「再処理」を「貯蔵、再処理」に改める部分に限る。)、同令第二章の二の章名の改正規定、同令第二章の二の第十三条の二を第十三条の二の六とし、同条の前に五条を加える改正規定、同令第十七条の七の見出し及び第二十一条の三の改正規定、同令第二十二條第二項の表試験研究用原子炉等設置者の項の次に次のように加える改正規定、同条第三項の改正規定(「使用している者」の下に「国際規制物資を

